

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	放課後児童健全育成事業費等			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度	昭和51年度	事業終了 (予定)年度	平成26年度	担当課室	育成環境課		古川夏樹		
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定			政策・施策名	VI-2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	児童福祉法第6条の3第2項 児童手当法第29条の2			関係する計画、 通知等	「放課後児童健全育成事業等の実施について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年4月1日 雇児発0401第14号) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知 平成26年4月1日 厚生労働省発雇児0401第15号) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)				
主要政策・施策	高齢社会対策、子ども・若者育成支援、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費を補助する。 ○実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、市町村(特別区を含む。) ○補助率: 1/3(都道府県・市町村1/3、指定都市・中核市2/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)								
実施方法	補助								
予算額・ 執行額 (単位: 百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	27,932	28,744	30,276	-			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	27,932	28,744	30,276	0	0			
	執行額	23,480	25,354	27,472					
執行率 (%)	84%	88%	91%						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	目標値: 平成26年度末までに32.0%	放課後児童クラブの提供割合【小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数/全国の小学校1年生～3年生までの児童数】	成果実績	%	22.9	24	25.3		
			目標値	%	32	32	32	-	
			達成度	%	71.6%	75%	79.1%		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	放課後児童クラブの設置か所数	活動実績	か所	21,085	21,482	22,084			
		当初見込み	か所	26,310	27,029	27,750	-		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	X: 執行額/ Y: 国庫補助を受けている放課後児童クラブか所数	単位当たり コスト	千円	1,236	1,298	1,359	-		
		計算式	X/Y		23,480,139 / 18,991	25,354,469 / 19,529	27,472,387 / 20,221	-	
平成27・28年度 予算内訳 (単位: 百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	放課後児童健全育成事業費等	-	-	本事業については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現在の支出の根拠である児童手当法第29条の2の規定が廃止されるため、平成26年度限りで廃止することとした。					
	計	0	0						

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加している。また、国費を投入することで、クラブの円滑な運営につながり、児童の健全育成及び公益のために必要である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成22年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、政府として取組を推進している事業であり、国として実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標に従って、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、優先度が高い事業といえる。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	実支出額と基準額を比較して補助金の額を算定している。適切な基準額を算定し、補助しているのが妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	交付要綱等で条件を定めて補助金を交付しており、資金の流れは、合理的なものとなっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助する事業である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	本事業の補助金交付要綱において基準額を定め、実支出額と比較して、補助金の額を算定している。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	平成24年度から目標値に近い値まで、毎年実績が伸びており、見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	総合的な放課後対策を推進するため、文部科学省所管の放課後子供教室と連携を図っている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	放課後児童クラブ、児童数ともに年々増加している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
	-	-	-
	-	-	-
点検・改善結果	点検結果	放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とするものである。 26年度の各点検項目による評価は概ね妥当である。 成果目標に対し成果実績は届かないものの、運営費補助の単価改善など所要の措置を講じていることから、年々放課後児童クラブの登録児童数、設置か所数共に増加傾向にあり、放課後児童クラブの提供割合も年々増加していることから、効率的な執行ができています。	
	改善の方向性	本事業については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、内閣府に移管されるため、平成26年度限りで廃止することとなった。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			

備考

平成26年度秋のレビューにおいて、女性活躍・子育て支援に関連する事業(うち放課後子ども総合プラン)が議論され、当該事業も対象となった。

【指摘事項】

- ・教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言い難い。例えば、①事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。
- ・地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、②地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCAサイクルを確立すべきではないか。
- ・また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、③協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべきではないか。

【対応方針・スケジュール】

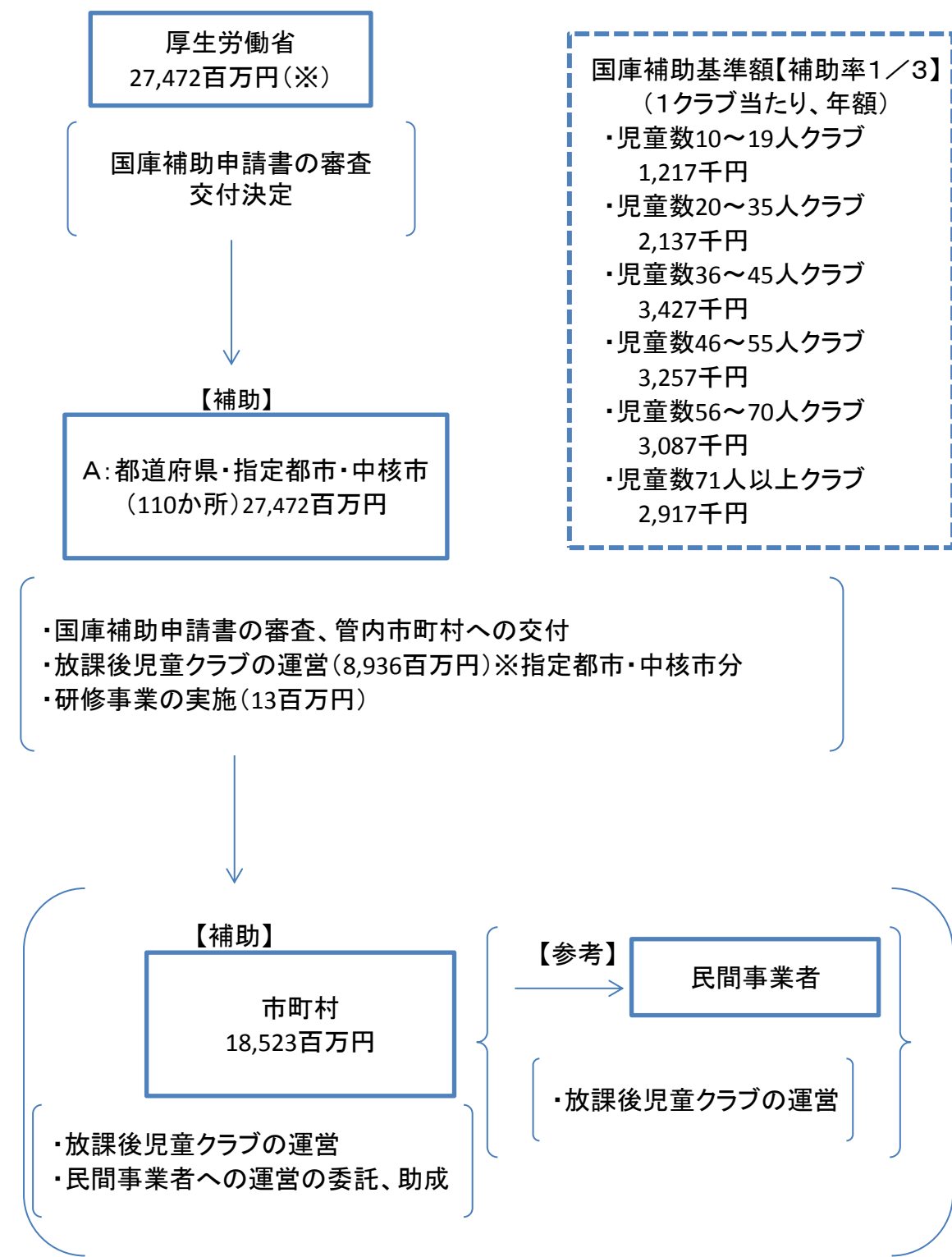
- ①教育委員会と福祉部局が事故が起きた場合等について事前にガイドラインを策定するなど両方で連携している事例や放課後児童クラブと放課後子供教室の事業主体が一本化されている事例などを自治体説明会・ホームページを利用して周知を図り、質の向上を図る。
- ②定期的に文部科学省と厚生労働省で、自治体に対して調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、一体型の事業を実施した際の効果についても分析を行う。また、待機児童の数等の状況については、すでに毎年調査を実施し、公表しているところであるが、地方公共団体別の待機児童の数についても公表を開始した。引き続き、調査結果を公表するとともに、調査結果等を踏まえ、必要に応じて自治体への助言、指導を行うなどPDCAサイクルを確立し、両事業の取組を推進する。
- ③平成27年度において、新たに学校区毎の協議会の実施に必要な予算を盛り込むとともに、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合には補助対象とする。また、一体型を整備する場合には、優先的に予算措置を行う。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	846	平成23年度	755	平成24年度	663
平成25年度	641	平成26年度	645		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



※本事業は、放課後子ども環境整備等事業費と一体で執行しているものであり、執行額は、予算額を基に便宜的に按分し、算出したものである。

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.埼玉県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	放課後児童クラブの運営に必要な経費	1,313			
計		1,313	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	放課後児童健全育成事業	1,313	—	—
2	東京都	放課後児童健全育成事業	1,308	—	—
3	大阪府	放課後児童健全育成事業	920	—	—
4	愛知県	放課後児童健全育成事業	834	—	—
5	千葉県	放課後児童健全育成事業	816	—	—
6	北海道	放課後児童健全育成事業	689	—	—
7	茨城県	放課後児童健全育成事業	687	—	—
8	福岡県	放課後児童健全育成事業	670	—	—
9	兵庫県	放課後児童健全育成事業	469	—	—
10	横浜市	放課後児童健全育成事業	440	—	—